

いまこそ『憲法』から学ぼう

ロシアの行為は歴史的逆行

ロシアは、2月24日隣国ウクライナへの侵略に踏み切りました。軍事力によって、その野望を押し付ける暴挙を続けています。

ウクライナでは、ロシア軍の無差別砲爆撃にさらされ、女性、子ども、老人など一般市民が多数犠牲となり、病院、劇場、教会などが破壊されるなど、危機的な人道的状況となっています。核による威嚇さえ行われています。一刻も早く、侵略をやめさせなければなりません。

19世紀の国際社会は、力の政治が支配し、「文明」の程度によって国を差別する、戦争に訴えるという国の行為を規制しないものでした。1928年の不戦条約で、国際紛争を戦争でなく、平和的に解決することを定め、戦争の違法化が名文となりました。その後、第二次世界大戦後の経験を経て、国連憲章で武力行使禁止原則が明確に確立してきました。

今回のロシアの行為は、明確に国連憲章に違反であり、「大帝国ロシア」を思い起こさせるような、歴史の逆行です。

「核共有」「戦争する国づくり」でいいのか

プーチン政権のこうした暴挙を目にして、国内の一部政治家から「国連は無力」「9条で国を守れるのか」「核兵器の共有を検討すべきでは」など、軍拡論や改憲論が主張されています。

しかし、こうした軍拡論や改憲論は、以前からあったものです。第2次安倍政権下の2013年12月、国家安全保障戦略が閣議決定されました。この文書は、国家安全保障を国

政の最高価値に位置付け、これまでの日本の平和観を転換させ、国家安全保障を支える国内基盤の強化と内外における理解の促進を図ることとしました。そして、「戦争できる国づくり」を進めてきました。

安倍・菅政権を引き継いだ岸田政権も「日米同盟の抑止力・対処力を一層強化すること」（日米首脳会議での発言）「敵基地攻撃能力も含め、あらゆる選択肢を排除せず現実的に検討する」（国会答弁等）など「戦争できる国づくり」の方向を示しています。

憲法を生かした安全保障

日本国憲法は、第9条で「国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と明確にしています（「これ」とは武力の行使とその威嚇）。

では、どうして国民の安全を保障するのでしょうか。そのことについては憲法前文に次のように、力強い言葉で述べています。

「日本国民は、（中略）平和を愛する諸国民の構成と審議に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」すなわち、平和を求める国際世論に依拠して、日本の安全を守るということです。

「世論」など頼りないと感じる方もおられるかもしれませんが。国際世論を力にする上で必要なのは外交力です。憲法の平和原則を生かした安全保障とは、何よりもこの外交の力を全面的に発揮することです。

下記のような憲法に関するイベントが開催されます。ぜひ、ご一緒に平和を考え、憲法を学びましょう。

2022年 第34回憲法記念日ふくろい市民のつどい

講演会

「日本国憲法こそが 戦争を克服する！」

講師 **池内 了** さん（名古屋大学名誉教授）

5月3日（火）13:30～
袋井市教育会館4階大会議室

主催 憲法記念日袋井市民のつどい実行委員会

2022いわた憲法記念日のつどい

講演会

何のための憲法改正？ 決めるのは私たち！

講師 **石川康宏** さん（神戸女学院教授）

4月30日（土）13:30～

磐田iプラザ

主催 いわた憲法記念日のつどい実行委員会

けんぼうフェスタ

5月3日（火）10:00～

掛川市生涯学習センター屋外広場

小笠原里夏弁護士による「憲法の話」

参加者による1分間スピーチ

「憲法改悪を許さない全国署名」にご協力を